障害者相談支援センターだより

障害福祉サービスの利用とサービス等利用計画について

障害のある方の地域生活を支援するために…

障害のある方が地域で生活していくために必要なサービスの利用については、サービス等利用計画の作成が必要となります。（平成26年度までにサービスを利用する方全員に作成することとされています。）計画が作成された場合、その内容は市がサービスの支給決定を行う際の参考とするほか、実際のサービス利用時には支援者全体の「共通目標」となります。

サービス等利用計画作成の流れ

1　申　　請

サービス利用を希望する方が、一宮市に対して障害福祉サービスの申請を行います。

福祉課にサービスの新規・追加・更新の申請を行うときです

2　作成依頼

計画が必要となる申請者に対して、一宮市から「サービス等利用計画案提出依頼書」を発行します。

対象となる方には市から個別にお知らせします

3　契　　約

作成依頼を受けた申請者は、計画を作成できる※特定相談支援事業所等と契約します。

※一宮市が指定するサービス等利用計画を作成する事業所

4　計画案作成

特定相談支援事業所等と共に、サービス等利用計画案を作成し、一宮市に提出します。

生活に必要なサービス等についての計画を立てます

5　支給決定

一宮市は計画案を参考に支給決定を行い、受給者証を発行します。その後、サービスの利用、計画の定期的な見直し（「モニタリング」といいます）が行われます。

サービス利用の状況を確認し、必要であればサービスの変更や追加を行います

詳しくは市内6ヶ所の相談支援センターにお問い合わせください。

障害者相談支援センター
月～金
9:00～17:00
（祝日・年末年始を除く）

あすか	TEL(81)7260
ゆんたく	TEL(64)5882
いまいせ	TEL(45)1120
ピース	TEL(46)5009
夢うさぎ	TEL(86)4003
いちのみや	TEL(62)8678